

議会運営委員会記録

開会年月日	令和8年2月17日
開会時刻	午前10時00分
閉会時刻	午前10時31分
出席委員名	◎大西要一 大野寛文 森下知世 宮本 晃
	谷口久美 楠木宏彦 岡田善行 宿 典泰
	北村 勝 議長
	吉井詩子 副議長（委員外議員）
欠席委員名	辻 孝記
署名者	大野寛文 森下知世
担当書記	奥野進司
審査案件	1 3月市議会定例会の議事日程について
	2 請願について
	3 報告議案（和解及び損害賠償の額を定める事項に限る）の扱いについて
説明員	議会事務局長、議会事務局次長、議事係長
	総務部長、総務部参事、総務課長、総務課法制係長
	環境生活部長

会議の概要

大西委員長開会を宣告。議長発言の後、直ちに会議に入り、会議録署名者に大野委員、森下委員の両委員を指名した。

始めに、「3月市議会定例会の議事日程について」を議題とし、杉原議会事務局長から別紙のとおり議事日程の説明があり、諮ったところ、議会事務局の説明のとおり決定した。

次に、「請願について」を議題とし、「令和8年請願第1号 三重県営五十鈴公園への立体駐車場建設に関する請願」についてを議題とし、紹介議員である森下委員からの説明を聴取したところ、宮本議員から若干の質問があり、この程度とした。

次に、「報告議案（和解及び損害賠償の額を定める事項に限る）の扱いについて」を議題とし、西山総務部長から別紙のとおり説明があり、宿委員から、「今まで議会は、職員の処分の終わらないうちに報告を受けていたのか」などの質問があり、西山総務部長からは「損害賠償案件については、処分まで完結した状態で初日に報告してきたが、示談まで時間がかかる案件もあるため、日程についてお取り計らいいただきたい」旨の回答があり、諮ったところ、和解及び損害賠償の額を定める報告については、議会最終日に上程することと決定し、委員会を閉会した。

上記署名する。

令和8年2月17日

委員長

委員

委員

議会運営委員会 説明（令和8年2月17日）

【3月市議会定例会の議事日程について】議会事務局長

それでは、議長に代わりまして御説明申し上げます。

3月定例会に提出されます案件は、資料1-2の案件表のとおり、当局提出案件としまして、議案が第3号から40号までの38件と報告が3号と4号の2件、合計40件でございます。

内訳を申し上げますと、当初予算が9件、補正予算が9件、条例が16件、損害賠償関係が1件、市道関係が1件、人事案件が2件、そして報告案件が2件でございます。また、議会提出の案件としましては、請願が1件でございます。

それでは、資料1-1の日程案を御覧ください。

3月定例会は、2月23日月曜日が天皇誕生日となりますので、2月24日火曜日に開会し、3月23日月曜日までの28日間をお願いいたします。

会議規則の規定による休会日は、2月28日、3月1日、7日、8日、14日、15日、20日、21日、22日でございます。

まず、2月24日火曜日は、午前10時に本会議を開会いたします。議案等説明員の報告等、諸報告の後、会議録署名議員の指名を行い、続いて、会期の決定をお願いいたします。

次に、「報告第3号」及び「4号」の報告議案を順次上程し、当局説明の後、質疑いただきます。

次に、「議案第3号」から「11号」までの当初予算9件を一括上程し、当局説明の後、議案精読のため審議保留といたします。

次に、「議案第12号」から「20号」までの補正予算9件を一括上程し、当局説明の後、議案精読のため審議保留といたします。

次に、「議案第21号」から「36号」までの条例議案16件を一括上程し、当局説明の後、議案精読のため審議保留といたします。

次に、「議案第37号」の損害賠償関係議案を上程し、当局説明の後、議案精読のため審議保留といたします。

次に、「議案第38号」の市道関係議案を上程し、当局説明の後、議案精読のため審議保留といたします。

ここで本会議を休憩し、「全員協議会」を開会いただくことといたしております。協議案件は、この後の議会運営委員協議会で御協議いただきますが、「人権擁護委員について」でございます。人事案件でございますので、秘密会としていただきます。

全員協議会の閉会后、本会議を再開していただき、「議案第39号」及び「40号」の人事関係議案2件を一括上程し、当局説明、質疑等の後、委員会付託を省略して即決いただきます。採決につきましては、起立採決とさせていただきますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

次に、「令和8年請願第1号」を上程し、紹介議員説明の後、産業建設委員会に審査付託いたします。

以上でこの日は散会となりますが、本会議散会后に「産業建設委員会」、「各派代表者会

議」、及び「広報広聴検討分科会」をお願いすることとしております。

「産業建設委員会」については、請願提出者から意見陳述の希望がございましたので、「請願の参考人招致について」を、「各派代表者会議」につきましても、「議員報酬について」を御協議いただく予定としております。

次に、2月25日水曜日から27日金曜日までを、議案の精読のため、議決で休会としていただきます。

質疑・一般質問の通告につきましては、一般質問の通告を25日水曜日正午に、議案質疑の通告を26日木曜日正午に締め切らせていただきます。

質問を通告いただいた後、事務局において通告内容の確認をしておりますので、余裕をもって通告をしていただきますようお願いいたします。

また、通告書につきましては、記載例を参考に具体的に要旨をお書きの上、必ず、発言者御本人から御提出いただきますようお願いいたします。

次に、3月2日月曜日でございますが、午前9時に議会運営委員会をお開きいただき、質疑・一般質問の順番等をお決めいただきます。

その後、午前10時に本会議の継続会議を開き、まず「議案第3号外8件一括」を上程し、質疑の後、「予算特別委員会」を設置のうえ、審査を付託いたします。

次に、「議案第12号外8件一括」を上程し、質疑の後、それぞれ関係常任委員会に審査付託いたします。

次に、「議案第21号外15件一括」を上程し、質疑の後、それぞれ所管常任委員会に審査付託いたします。

次に、「議案第37号」を上程し、質疑の後、教育民生委員会に審査付託いたします。

次に、「議案第38号」を上程し、質疑の後、産業建設委員会に審査付託いたします。

次に、一般質問の通告がありましたらここで一般質問をお願いすることとしております。

以上で、この日の日程は終わり散会となりますが、散会後に「予算特別委員会全体会」をお開きいただき、予算審査の進め方について御協議をお願いいたします。

次に、3日火曜日、及び4日水曜日につきましても、一般質問をお願いすることとしております。

また、一般質問が早く終了した場合は、残る日程を議決で休会としていただく場合もありますので、御承知おきください。

次に、「予算特別委員会」につきましては、5日木曜日から12日木曜日までの、土、日を除く6日間及び18日水曜日を審査日程としております。このうち、5日木曜日から12日木曜日までの6日間が分科会審査の予定でございます。なお、6日の午前中は中学校の卒業式が、18日の午前中は幼稚園の卒園式がそれぞれ予定されておりますので、午後1時30分からの開会とさせていただきます。

また、予算特別委員会の分科会で、委員外議員として発言をされる場合は、傍聴席で挙手をして発言の申し出をいただいた後、会長の指示に従い、委員外議員席の席を設けますので、その席に移動してから発言をしていただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

次に、「常任委員会」の開催日程でございますが、13日金曜日の午前10時から産業建設委員会を、16日月曜日の午前10時から教育民生委員会を、17日火曜日の午前10時か

ら総務政策委員会をそれぞれお願いいたします。

次に、19日木曜日は議事整理のため議決で休会とさせていただきます。

次に、最終日の23日月曜日でございますが、午前9時に議会運営委員会をお開きいただき、この日の議事について御審査いただきます。

続いて、午前10時に本会議の継続会議を開き、まず「議案第3号外8件一括」を上程し、予算特別委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「議案第12号外8件一括」を上程し、関係常任委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「議案第21号外15件」、「37号」及び「38号」の18件を一括上程し、所管常任委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「令和8年請願第1号」を上程し、産業建設委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

なお、討論をされる方は、19日木曜日正午までに討論の通告書を御提出いただきますようお願いいたします。

以上で3月定例会提出の全議案を議了しますが、市長から発言の申出がありましたら、ここで許可し、市長発言の終了後、閉会といたします。

なお、本会議閉会后に「広報広聴検討分科会」をお願いすることとしております。

以上のとおり日程案を作成いたしましたので、よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

【報告議案（和解及び損害賠償の額を定める事項に限る）の扱いについて】総務部長

それでは、お手元の資料3を御覧ください。

現状、報告案件につきましては、全ての案件が「初日」の冒頭に上程され、報告させていただいておりますが、報告案件のうち、「和解及び損害賠償の額を定める事項」に係る専決処分の報告につきましては、上程日程を「初日」から「最終日」への変更をお願い申し上げます。

変更の理由でございますが、当該案件は、事務の流れとして、損害賠償等に係る専決処分を行い、これにより損害賠償額が確定した後、相手方との示談の締結を行い、さらに必要に応じて関係職員に対する処分を決定した上で、最終的に議会へ報告する取扱いとしております。

しかしながら、事案によっては、時間を要する場合があるため、変更をお願いするものでございます。

以上、上程日程の変更につきまして、御理解とお取り計らいを賜りますようお願い申し上げます。